

第6弾

名寄市地域経済再生応援金

新型コロナウイルスの感染拡大、まん延防止等重点措置の適用及び原材料などのコスト増加の影響を受け、売上げや利益が減少した事業者に対して、応援金を支給します！！

対象者

名寄市内に事務所、事業所または店舗を有する中小企業及び個人事業主など

対象要件

市税を滞納していない事業者で、①②③のいずれかに該当すること

- ① 直近の確定申告における**経常利益**（法人）または**所得金額**（個人）が、令和元年決算期分の確定申告における経常利益または所得金額と比べて**減少**し、令和4年1月から3月までのいずれかの月における事務所等の**売上げ**が、平成30年から令和3年までの任意の同月と比べて**30%以上減少**した事業者
- ② 直近の確定申告における**経常利益**（法人）または**所得金額**（個人）が、令和元年決算期分の確定申告における経常利益または所得金額と比べて**減少**し、令和4年1月から3月までの**3か月の事務所等の売上げの合計**が、平成30年から令和3年までの任意の年の同期間と比べて**20%以上減少**した事業者
- ③ ①②に該当しない事業者で、直近の確定申告における**経常利益**（法人）または**所得金額**（個人）が、令和元年決算期分の確定申告における経常利益または所得金額と比べて、次に掲げる**基準を満たす**事業者

※ ①②共通 … 開業後1年未満は、開業後の任意の月

ただし、北海道のまん延防止等重点措置協力支援金の支給対象施設（店舗）は対象外

区分（直近の確定申告における売上げ）	基準（経常利益または所得金額の減少額）
2,000万円以上	60万円以上
1,600万円以上～2,000万円未満	48万円以上
1,200万円以上～1,600万円未満	36万円以上
800万円以上～1,200万円未満	24万円以上
800万円未満	12万円以上

申請締切

令和4年6月30日（木）まで

応援金の額

◆対象要件の①または②に該当する事業者

① 飲食業事業者（移動販売・イートインスペース設置のコンビニ等は除く）

(ア) 従来から**午後8時を超えて営業**を行っている店舗（道の協力支援金の支給対象施設（店舗））
第三者認証店 1店舗につき **5万円**

(イ) 従来から**午後8時までに閉店**している店舗（道の協力支援金の支給対象 **外** 施設（店舗））
1店舗につき 限度額 **30万円**
さらに 第三者認証店 1店舗につき **5万円加算**

② バス・タクシー・運転代行業事業者 **30万円+保有する車両台数に応じて**

乗合バス3万円・貸切バス6万円・タクシー3万円・代行車両3万円をそれぞれ保有する
車両台数に乗じた額を加算

③ 宿泊業事業者（下宿は除く）

30万円+（客室数×2万円）+（令和4年2月～4月請求分の上下水道料金）

④ 上記①②③以外の事業者 限度額 **30万円**

◆対象要件の③に該当する事業者

区分（直近の確定申告における売上げ）	応援金の額
2,000万円以上	30万円
1,600万円以上～2,000万円未満	24万円
1,200万円以上～1,600万円未満	18万円
800万円以上～1,200万円未満	12万円
800万円未満	6万円

申請・添付書類

- ・申請書などの必要書類は、名寄市ホームページからダウンロードしてください。
- ・名寄市役所、名寄商工会議所、風連商工会にも申請書などの必要書類を設置しています。
- ・応援金の申請は、郵送または窓口で受け付けます。

提出先及びお問い合わせ先

- ・名寄商工会議所会員・名寄料飲店連合会会員の方
名寄商工会議所 TEL:01654-3-3155
- ・風連商工会会員の方
風連商工会 TEL:01655-3-2077
- ・上記以外の事業者の方
〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市役所 産業振興課 地域経済再生応援金 受付係
TEL:01654-3-2111（内線3345）

わからないことがあれば、
お電話でご相談ください。

